

第4章 行動計画の基本目標

1 第1の基本目標

子育てを地域全体で支援する「地域力」を創る

基本目標の背景

(1) 家庭の子育て力の回復

都市化・核家族化の進展、性別による役割分業意識の存在により、子育てにかかる親の負担、特に母親の肉体的・精神的負担が重くなっています。若い世代の多くは、母親だけではなく父親も、子育てに積極的に参加する意識をもちますが、現実には育児休業の取得率をはじめ父親の育児参加は厳しい状況にあります。このため、育児不安や育児の孤立感をもつ保護者（母親）が多くなっており、一面では家庭の子育て力が低下してきているといえます。子育ての責任は第一義的には保護者が有し、家庭の重要性は誰もが認めるところですが、家庭が子育て機能を回復できるよう、父親を含めた働き方の見直しを促進するとともに、地域でサポートする仕組みの創出が必要です。

(2) 仕事と子育ての両立支援の必要性

女性の就労意欲の向上から、保育所の利用意向が高まっています。男女ともに仕事をしながら子育てできるように、仕事と子育ての両立支援のための、一時保育や夜間保育、病児・病後児保育など多様な保育ニーズに応える施策の充実が必要です。また、横浜は平成19年4月時点で576人の待機児童(*)がいるため、待機児童の早期解消と継続した保育定員の拡大や幼稚園預かり保育の推進などに、当分の間取り組まなければなりません。さらに、学齢期の放課後児童育成施策の推進が必要です。

また、企業においても、少子化や共働きの増加などの社会環境の変化への対応が求められており、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。このことにより、企業にとっては、人材の確保・定着等企業経営にとっても様々なメリットが期待できます。そのため、すべての従業員が「ワーク・ライフ・バランス」を実現できる職場環境の整備を、市民、企業、行政が一体となって推進していく必要があります。

(3) 在宅子育て家庭への支援の必要性

保育所を利用せず、在宅で子育てをしている家庭に子育て不安が多く、子育てに関する情報提供、身近な場所での相談場所、親子が気軽に交流できる居場所の設置などが求められています。子育ては私的な領域で営まれる部分も多く、これまでは行政が積極的に関与する場合は、児童虐待対応や障害のある子どもへの支援等に限られ、それ以外の子育て家庭への支援は軽視されがちでした。

しかし、今後はすべての子育て家庭を対象に、子育て家庭を地域で支えるネットワークを形成し、あたたかく見守っていく必要があります。

(4) 「地域力」の創出

地域で子育て支援の必要な家庭を支える仕組みを「地域力」として再生させる方向を目指します。地域という生活圏域で、市民が日常生活を送るうえで生起するさまざまな生活課題を、市民自ら、あるいは行政と協力しながら、地域資源を活用し、課題解決を図ることで豊かな地域社会を形成することが可能となります。

子育てニーズは、保護者の年齢、家族構成、子どもの年齢、就労形態、子育て資源の整備状況等により異なりますが、そのニーズの一つひとつにこたえていくためには、ニーズの発生した要因を把握し、最適な支援環境を用意しなければなりません。また、最適の支援環境がなければ、その環境を地域で創造していくことが必要です。これらのことは一人の人間では実現不可能です。

子育て支援は、サポートが必要な人がいることを発信する人がいて、それに対し地域全体で取り組もうと共鳴する人たちがいて初めて可能となります。換言すると、子育ての「地域力」とは、支援者のゆるやかな繋がりや多様な存在と子育て支援の場所や人材、財源、情報など地域資源の整備水準の総和と言えます。

基本目標
を達成する
ための
個別目標

- 1 子育てに関する情報提供、相談、居場所の機能をもつ、地域の子育て支援の総合的な拠点が設置されている。
- 2 市民の自発性を促す地域社会のネットワークがある。
- 3 発達段階に応じた専門的ケアを含めた支援体制がある。
- 4 多様な保育サービスが充実している。



2 第2の基本目標

家庭・学校・地域に見守られ子どもや青少年が豊かな社会的関係を育む「成長空間」を創る

基本目標の背景

(1) 家庭の機能と学校の役割

子どもや青少年が自立心や社会性を身につける場として、家庭・学校・地域（保育所・幼稚園を含む）が重要です。家庭のもつ機能の一つに、子どもが社会生活を営むことができるようになる上で基礎となる人間関係をつくる能力を身につける「社会化」の機能があります。家庭のもつ機能が外部化されてきていますが、家族と過ごす時間の中で社会性を身につけていくことはこれからも重要です。

学校では、教科学習による必要な知識の習得のほかに、同年齢の児童との集団生活や異年齢児との交流により、さまざまな経験をとおり社会性や他者への思いやりを学んでいきます。子どもは、友人関係を大切にして多様な経験を積むことが学ぶことであり、そこには受け身ではなく主体的な学びの姿勢が求められています。

(2) 地域活動の重要性

子どもや青少年の日常生活が、家庭や学校の往復だけだとすると、そこで接する大人は親と学校の先生に限られ、子どもや青少年が成長する空間としては非常に限定されてしまいます。本来、子どもは学校以外に地域で遊びを通じて時間を過ごす空間をもちます。しかし、都市化が進んだ横浜では、子どもが自由に遊べる物理的空間は少なくなってきたのが現状です。

そこで、家庭や学校での生活の充実とともに、地域でのさまざまな事業に子どもや青少年が参加し、そこで経験する同世代との交流、大人世代とのコミュニケーションを通じて成長する場を形成することが重要です。

(3) 社会的関係を育む成長空間を創る

子どもや青少年が社会性を身につけ、自ら考え行動する人間として成長するためには、学校での教科学習で知識の習得に努めるとともに、学校内外でさまざまな経験を重ねることにより自分で考える力をつけることが重要です。学校は、子どもや青少年にとって知識習得を重視した機能的空間ですが、同時に、友人との遊び等を通じて自立心を培ったり、社会性を育むことができる多義的な空間でもあります。

しかし、子どもや青少年の自立心を育むためには、地域においても、大人が子どもや青少年たちと多様な体験学習や文化・スポーツ活動をはじめ、地域の美化活動等の社会活動を実施する場を設定することも重要です。学校と地域を含めて、子どもや青少年の成長を支援する場を設定できる空間「成長空間」を創る必要があります。

このような「成長空間」を地域のさまざまなところで現出させるには、学校と地域及び家庭で、保護者や学校の先生だけではなく、地域の大人が子どもや青少年に関心を持ち、見守るとともに、積極的に関わるような雰囲気醸成することが必要です。そこには、大人と大人、大人と子ども、年齢の違う子どもや青少年など多様なコミュニケーションの成立が不可欠です。子どもや青少年が、同年齢・異年齢の仲間たちと、あるいは親や学校の先生以外のさまざまな大人との〈対話〉あるいは〈かかわり合い〉の中で、自分の頭で考え、自分の体全体で体験し、自分の言葉で自分の意思を表現することは、子どもや青少年の成長にとって重要な役割を果たします。

(4) 思春期をめぐる子育ての重要性

近年の重要課題として、思春期対策が指摘されています。思春期を迎えた青少年が、体の発達と心の発達の中で、「性」の課題や「生きる」ということに真摯に向き合うときのさまざまな悩みを相談できる体制を整えることや、青少年自らが解決できる力をつけられるような仕組みを検討するとともに、青少年を日常においてサポートする親も子どもの悩みを正面から受け止められるように親自身も成長できるような施策の充実が求められています。

(5) 青少年の自立支援の推進

青少年が将来に夢と希望を持ち、自主性と創造性を持った人間として健やかに成長し、活動していける社会を構築するにあたり、青少年が安心して気軽にくつろげる居場所をつくとともに、職業意識や社会への関心を高め、社会参加を支援していくことが必要です。

そのためには、家庭、地域、学校、企業、行政が連携することによって、青少年一人ひとりの成長や状況に応じた支援を行うとともに、連携することにより、青少年が主体性を持って活動できる場や機会を持てる環境をつくりあげていくことが求められています。

基本目標
を達成する
ための
個別目標

- ⑤家庭教育を支援する仕組みができています。
- ⑥子どもの成長や青少年の自立に役立つさまざまな体験機会が充実している。
- ⑦地域の大人たちが地域の子どもや青少年たちの成長に関心をもち、見守り、積極的に支援する仕組みができています。
- ⑧青少年の居場所や活動場所が地域で確保されている。
- ⑨思春期の青少年への支援ができています。
- ⑩青少年の自立や成長を促す取組が推進されている。

3 第3の基本目標

子育てに積極的な価値を見いだせる「共生社会」を創る

＜基本目標の背景＞

（１）子育ての意義の共有

子どもを産み育てることに関する考え方は個人によって異なりますが、日々の子どもの育ちに接して子育ての喜びを実感すること、子育ての責任を自覚すること、子育ての中で保護者自身が「親」として育っていくことなど、子どもを産み育てることの意義を、保護者ととも地域が積極的に認識することができる社会を目指し、そのために必要な施策を実施することが重要です。

（２）共生社会の創造

地域には、若者から高齢者や障害のある人、外国人など、さまざまな人がそれぞれの人生を送っています。当然そこには子育て家庭も存在します。流動性の高い都市部では、地縁関係が希薄なため、同一の地域で生活していることだけでは地域の一体感がなかなか醸成されにくい状況があります。したがって、地域のさまざまな行事を通じた結びつきや、地域の生活課題を地域で解決するような結びつきをつくるのが大切ですが、子育てもその一つです。

子どもは地域で生まれ地域で成長していきます。保育所や幼稚園、学校、医療機関等、子どもが成長するための資源が地域に整備され、地域で子どもの成長を見守る仕組みづくりが必要になっています。子育てという視点で地域コミュニティの再生を目指すことが大切です。自治会・町内会、公的な施設、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援のNPO法人(*)及び市民グループ、行政など、公的機関や人材を有効活用しながら、広く多様な子育て支援を展開し、「新たな公共」の仕組みづくりを目指していきます。

さらに、地域コミュニティの再生をめざすには、企業の取り組みも重要です。企業も地域の一員であり、そこで働く従業員も仕事が終われば地域住民に戻るからです。企業内の従業員向けの子育てしやすい環境整備の施策を実施し、なかでも、従業員自らが働き方の見直しを図れるような職場環境の改善や、企業の地域貢献活動として地域の子育て支援に取り組むことが期待されています。

（３）子育てバリアフリーの推進

地域で誰もが安全に安心して暮らし続けるためには、高齢者や障害のある人にとってバリアフリーの街づくりを推進していくことは重要な施策です。同様のことが、子育て中の家庭にとっても重要になります。ベビーカーのまま交通機関が利用できることや、公共施設等に授乳コーナーが設置されていたり、オムツ交換できるスペースが確保されていること等、小さな子どもを連れた保護者を支援する子育てバリアフリーを推進することが必要です。また、各種講座や講演会などに子どもを連れてでは参加できないなど、社会参加に支障がある制度的バリアがあればそれを払拭することが必要です。さらには、地域社会に子どもたちの笑い声がこだまし、子育て家庭をあたたく包み込むような市民意識の醸成が重要です。

(4) 子どもの成長を健康面で支える

こどもが健やかに育つために、親子の健康面での支援の充実を図るとともに、保護者が緊急時の対応を学ぶ環境づくりが必要です。乳幼児健診の充実や小児救急医療施策の推進を図りながら、健康面での情報提供や相談体制を充実させなければなりません。相談をとおして日常の健康管理について学び、心身ともに健康であることの大切さを実感するとともに、いざというときに安心して医療が受けられるような体制を構築していくことが重要です。

(5) 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもとその保護者の地域生活支援を、障害の発見の場面・受容の場面・支援の場面・地域で共に生きていく仕組みをつくる場面等、子どもの成長段階に合わせて必要な支援策を用意し、子ども自身の自己実現が可能となるサポート体制の構築が必要です。

また、保育所や幼稚園では障害のある子どもを受け入れており、地域には障害のある子どもがいて当然であることを学ぶ機会を増やしていくことも必要です。

基本目標
を達成する
ための
個別目標

- ⑪働き方の見直しが進み、父親の育児参加が進んでいる。
- ⑫企業の子育て支援が推進されている。
- ⑬子育てバリアフリーのまちづくりが推進されている。
- ⑭小児医療や乳幼児健診などの充実が図られている。
- ⑮新生児期の保護者への支援が充実している。
- ⑯障害のある子どもが安心して過ごせる居場所が確保されている。
- ⑰学習障害（LD）（*） や注意欠陥／多動性障害（ADHD）（*）、高機能自閉症（*） 等の子どもへの支援が確保されている。

第5章 目標達成のための施策体系

第1の基本目標 「子育てを地域全体で支援する地域力を創る」

個別目標①

子育てに関する情報提供・相談・居場所の機能をもつ、
地域の子育て支援の総合的な拠点が設置されている。

【現状及び課題】

市民と行政の協働により、様々な親子が交流できる場づくりの取組が広がりつつあります。

しかしながら、次世代育成支援に関するニーズ調査では、“子どもを遊ばせる場”“親のリフレッシュの場”“子育て中の親同士の仲間づくり”“親の不安や悩みの相談”等についての意見・要望が多く出されています。

まだまだ身近なところで、子育て相談や情報の提供、常設に近い親子の交流や仲間づくりが可能な場や機会が十分とは言えない状況です。

また、様々な子育て支援の取組に関する情報が集約されず、不便であるなど、子育て支援に関する総合的な情報を提供できる子育て支援施設が望まれています。

【達成された姿】

- 小学校区に1か所程度に子育て相談、情報提供、交流・仲間づくりができる場や機会がある。
- いつでも親子が交流できる居場所、子育て情報の収集及び提供、さらに、子育てを支えるネットワーク体制の中心となり、行政とも連携する総合的な拠点ができている。
- 子育て情報の提供は、広報や情報誌だけではなく、メールマガジンなど多様な情報提供の仕組みを見当されている。

【施策形成の方向】

1 地域子育て支援拠点の設置【こども青少年局※注】

子育て支援の総合的な拠点を各区1か所設置します。主な機能として①親子の交流の場、子育て相談、情報提供等さまざまな子育て支援、②区内の子育て支援の場や活動のネットワーク化、③人材育成等を行います。

【対象年齢】 0歳～6歳（未就学児）と保護者
【実施主体】 NPO法人（*）、社会福祉法人等
【実施場所】 各区1か所

【目標水準】

H16年度の状況

—

H21年度末の状況

18か所

※注【】は予算所管局を示しますが、事業の推進にあたっては区役所も重要な役割を果たします。

2 子育て支援者の子育て相談の会場増設【こども青少年局】

親同士の交流や子育ての不安を解消できるよう、子育ての「先輩」として、地域の身近な相談役である子育て支援者による子育て相談の会場を増設します。

- 【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施場所】市内 145 か所の公的施設（地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ（*）等）

【目標水準】

H16年度の状況
108か所

H21年度の状況
145か所

3 保育所・幼稚園の子育て相談の充実【こども青少年局】

地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、子育ての不安を解消できるよう、相談を充実します。

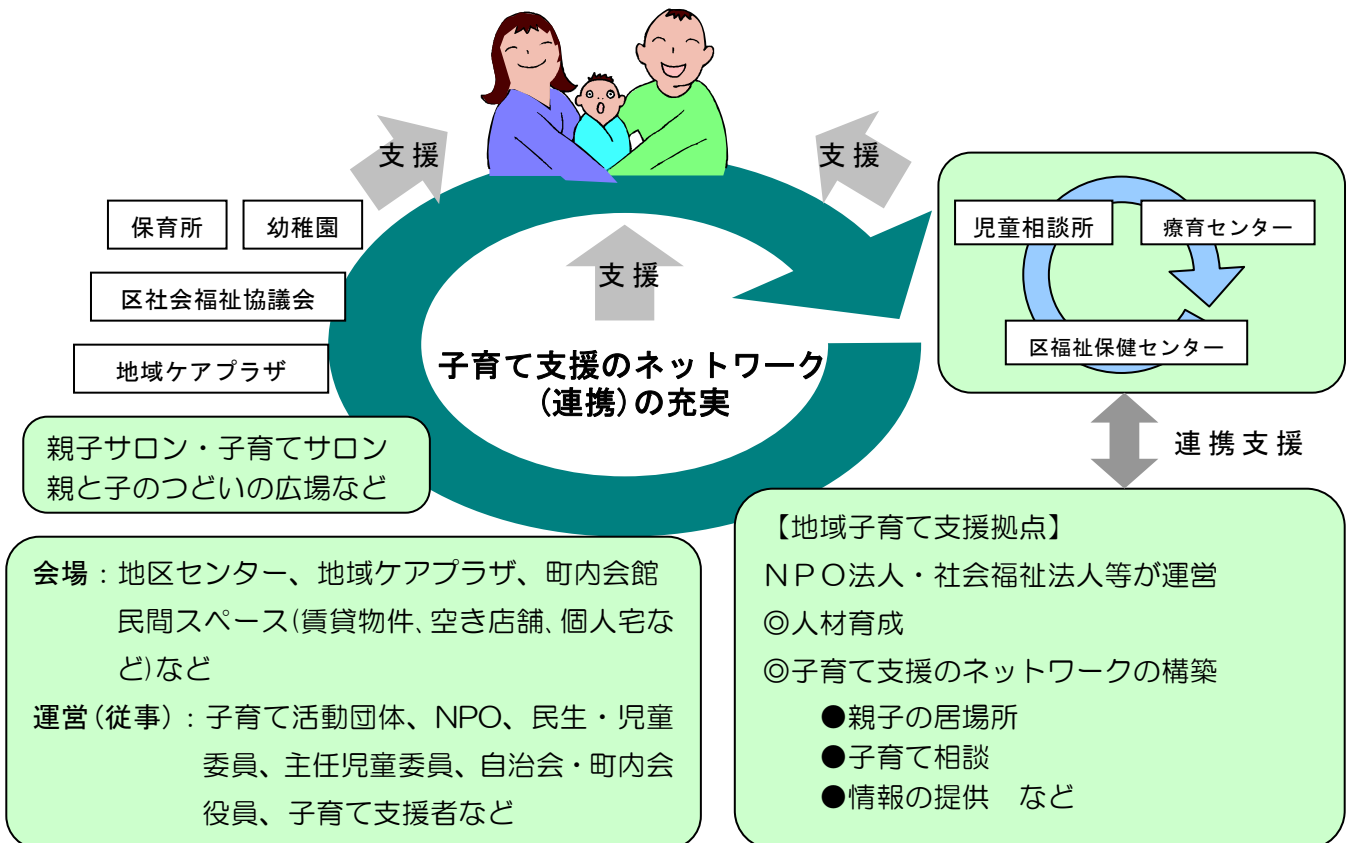
- 【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施主体】保育所及び幼稚園
- 【実施場所】市立・私立保育所、幼稚園

【目標水準】

H16年度の状況
18か所

H21年度の状況
36か所

子育て支援のネットワークの充実



4 保育所の施設開放及び幼稚園はまっ子広場の拡充【こども青少年局】

地域の身近な施設である保育所・幼稚園の施設の一部を開放することで、親子が交流できる場を充実します。

【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者

【実施主体】保育所及び幼稚園

【実施場所】市立・私立保育所、幼稚園

【目標水準】

H16年度末の状況
(保育所)
121か所
(幼稚園はまっ子広場)
12か所

H21年度末の状況
(保育所)
119か所
(幼稚園はまっ子広場)
35か所

5 親と子のつどいの広場の拡充【こども青少年局】

地域の中で、子育て相談や親子の交流の場、子育て情報の提供などを行う市民活動団体が開催する広場を充実します。

【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者

【実施主体】横浜市社会福祉協議会が委託するNPO法人等

【実施場所】空き店舗、民間ビル等

【目標水準】

H16年度末の状況
9か所

H21年度末の状況
24か所

6 横浜子育てサポートシステムの拡充【こども青少年局】

地域の中で子どもを預け、預かりあい、市民同士の連携により子育てをサポートする子育てサポートシステムを拡充します。

【対象年齢】生後57日以上小学校6年生まで

【実施主体】横浜市社会福祉協議会

【目標水準】

H16年度末の状況
会員数
4,837人

H21年度末の状況
拡充

7 地域育児教室の開催【区役所】

第1子の0歳児を持つ保護者を対象とした交流及び子育てに関する学習の場である育児教室を身近な場で開催します。

【対象年齢】0歳と保護者

【実施主体】福祉保健センター

【実施場所】町内会館、地区センター、
地域ケアプラザ、保育所等

【目標水準】

H16年度末の状況
各区の特性に応じて実施

H21年度末の状況
各区の特性に応じて実施

8 子育てサロンの開催会場の拡充【区役所】

地域の身近な場で親子が交流できるよう、町内会や市民活動団体等が開催する親子の居場所づくりを拡充します。

- 【対象年齢】0歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施主体】町内会、地域ケアプラザ、市民活動団体等
- 【実施場所】町内会館、地域ケアプラザ、公的施設、民間ビル等

【目標水準】

H16年度末の状況
各区の特性に応じて実施

H21年度末の状況
各区の特性に応じて実施

9 子育て支援関連情報の提供【こども青少年局・区役所】

ホームページヨコハマはびねすぽっとや、各区のホームページ、メーリングリスト(*)、情報誌等により、子育て情報の提供の充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

10 教育総合相談センターの子育て相談【教育委員会事務局】

教育総合相談センターにおいて、幼児期の子どもの教育に関する悩みを解決できるよう相談事業を実施します。

- 【対象年齢】3歳～6歳（未就学児）と保護者
- 【実施主体】教育総合相談センター
- 【実施場所】教育総合相談センター

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

11 地域ケアプラザにおける子育て支援事業の実施【こども青少年局・健康福祉局】

地域における福祉保健活動やサービスの拠点として、地域で子育てをしている保護者を支援するための交流事業等を各地域ケアプラザで順次行っていきます。

- 【対象年齢】おおむね0歳～6歳
(未就学児、一部学童も含む)と保護者
- 【実施主体】地域ケアプラザ
- 【実施場所】地域ケアプラザ

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

個別目標②

市民の自発性を活かす地域社会のネットワーク体制がある。

【現状及び課題】

育児不安が強く支援を必要とする保護者に対する支援や児童虐待を予防するためのネットワークは、現在のところ、児童相談所や区役所等の公的機関と専門機関を中心に作られています。

しかし、日々の生活を支える体制や継続的な支援のためには、今後、地域の市民活動団体及び組織を中心としたネットワークとの連携も重要です。

また、市民自らが様々な子育て支援活動に関わる人や団体も増えていますが、全市的な取組として、それぞれの活動を共有し連携する機会がありません。

【達成された姿】

- 支援が必要な家庭のために専門聴かんだけではなく、地域の支援も含めたネットワークが各区で形成されている。
- 子育て支援に携わる市民が相互の連携（ネットワーク）をはかり、多くの市民が地域の子育て環境の現状及び課題を捉えている。

【施策形成の方向】

1 児童虐待防止ネットワークの充実【こども青少年局】

児童虐待防止等を図るネットワークとして、「横浜市子育てSOS連絡会」があります。この連絡会は、横浜市における児童虐待防止のための啓発、ネットワークづくりなどの児童虐待対策事業の推進と関連事業の総合調整を目的として、平成8年6月に設置されました。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

現在の委員構成は、医師会、弁護士会、横浜家庭裁判所、県警察本部、学識経験者、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員、小・中学校長会、福祉保健センター、児童相談所の各代表となっています。

さらに、この「横浜市子育てSOS連絡会」のもと、全区に「児童虐待防止連絡会」が設置されています。

ここでは、児童相談所や区福祉保健センターが中心となり、民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園、保育園、小学校等の関係機関の連携を図り早期発見・早期対応に尽力しています。

なお、平成17年4月1日の児童福祉法の改正を受け、「横浜市子育てSOS連絡会」を「要保護児童対策地域協議会」の代表者会議と位置づけ、事務局を中央児童相談所におくとともに、「児童虐待防止連絡会」を実務者会議と位置づけ、区と児童相談所が共同で事務局を担っており、これまで以上に、詳細な情報交換や密接な連携を行っています。

2 要保護児童(*)とその家族を支える地域ネットワークの推進【こども青少年局】

すべての児童の心身が健全に成長し、ひいては社会的自立を果たすため、関係機関の協力と地域のネットワークにより、虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの切れ目のない支援が行われることが不可欠です。

【目標水準】

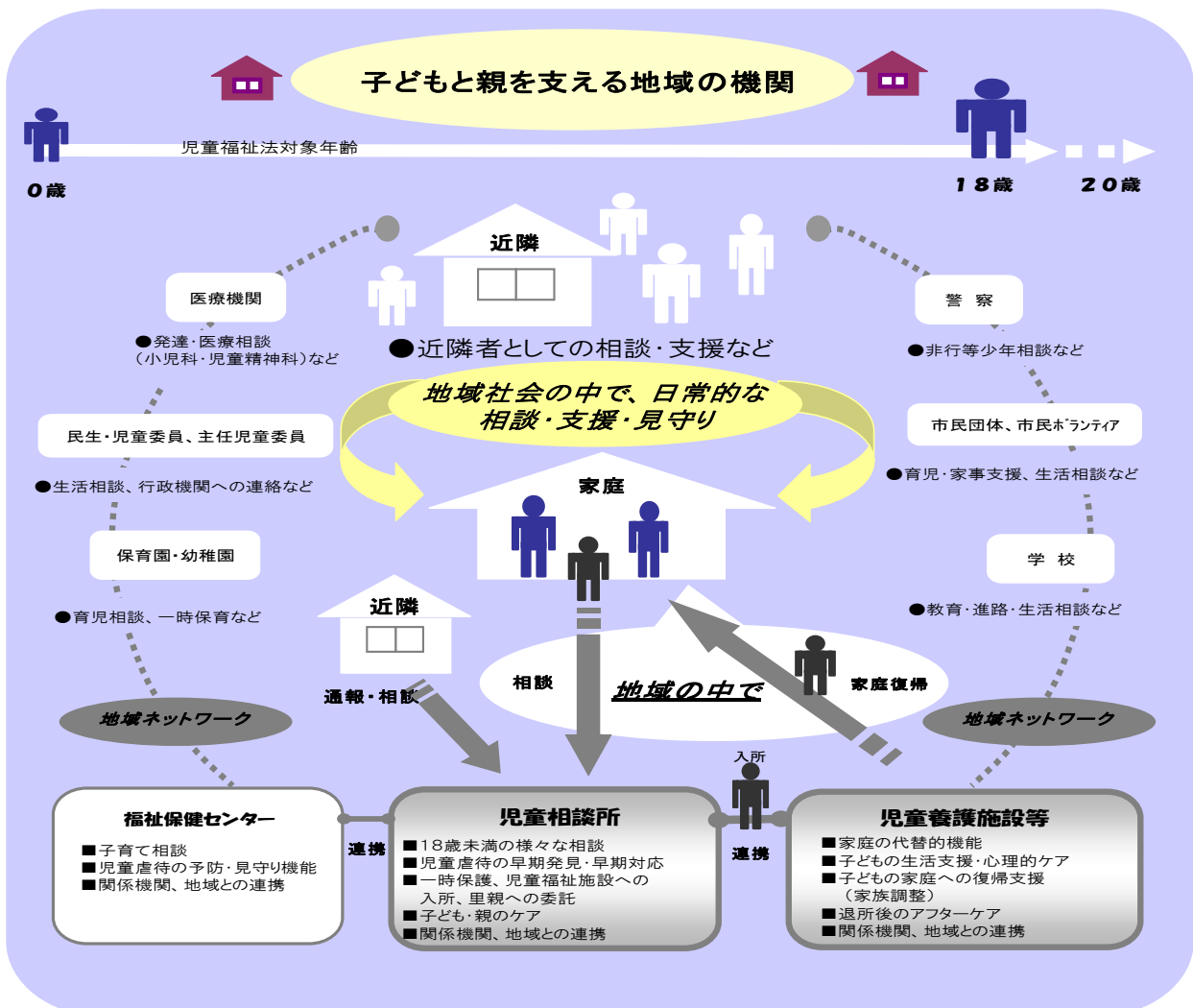
H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

地域の中であって、虐待等の不適切な養育を受けた児童が専門的支援や地域の日常の見守りや支援を受けながら、引き続き、安心して家庭で生活できるように、また、児童がやむを得ず一定期間、家族と離れて施設入所することがあっても、再び一緒に暮らせるようにその児童の家族が適切な養育が行えるよう支援していくことが一層重要となります。

今後は、児童相談所等の専門機関が情報提供や実務研修会などを開催することにより、地域の支援力向上とネットワークの推進につとめます。

要保護児童とその家族を支える地域ネットワーク



3 児童福祉施設等と地域支援【こども青少年局】

児童虐待等により、やむを得ず家族と離れて暮らす児童の入所施設では、入所児童に対し必要とされるケアや自立支援を行っていますが、今後は、ショートステイやトワイライトステイ(*) など在宅での養育を支援するため、その専門性を地域のネットワークのなかで還元していきます。

また、地域の中で家庭的養育を担っているファミリーグループホームや里親も拡充を図り、地域の中でネットワークの一員として支え合います。

【目標水準】

H16年度末の状況
ショートステイ、トワイライトステイ
各1

H21年度末の状況
ショートステイ、トワイライトステイ
各3

4 児童相談所及び福祉保健センターの人材育成及び連携強化【こども青少年局】

児童虐待や支援困難事例に対応できるように児童相談所及び福祉保健センターの専門性を高める人材育成を進めるとともに、両者による連携を一層強化します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

5 児童相談所の機能強化と増設【こども青少年局】

市内で4か所目となる児童相談所を開設します。この児童相談所には、新たに自立支援部門を設置し、各児童養護施設等での生活に適応が難しい児童の支援や在宅を含めた児童に対する就労等に向けた生活指導を行う体制を整備します。

また、育児支援家庭訪問の実施、一時保護所の体制強化、家族再統合の推進等児童虐待への対応を強化します。

【目標水準】

H16年度末の状況
3か所

H21年度末の状況
4か所

6 児童養護施設等の整備拡充【こども青少年局】

増加する児童虐待等により、児童養護施設等への入所が必要とされる児童が増えているとともに、個別処遇や心理治療等のきめ細やかなケアなど、施設に求められる機能は多様化していることから、これらの入所ニーズに、質、量、ともに対応していくため児童養護施設等の整備拡充を進めます。

併せて、老朽化した施設等については、順次改築を進め機能強化に努めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
7か所

H21年度末の状況
充実

7 地域福祉人材の育成【健康福祉局】

地域福祉推進のため、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア、施設職員、行政職員などの公民あわせた人材育成を目指し、行政・福祉系大学、専門研究機関、NPO等で実施している人材育成のプログラムやシステムを有機的に結びつけ、豊かな人間性と専門性を備えた地域福祉人材の育成を目指す「よこはま福祉・保健力レッジ事業」を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
拡充

個別目標③

発達段階に応じた専門的ケアを含めた支援体制がある。

【現状及び課題】

現在の支援体制は、専門的なケアを必要とする家庭に対応する支援が多く、在宅で子育てする家庭の子育ての不安を解消することや孤立を予防するための支援が十分ではありません。

そのため、家庭や保護者からの訴えがないと近隣や専門機関等からの支援につながらず、孤立していることもあります。

さらに、各区の福祉保健センターが行う、母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査などはじめとする事業が、子育て支援の機会として十分に活用できていないことも課題としてあげられます。

【達成された姿】

- 子育て不安が強い時期や支援を必要とする家庭に対し、家庭訪問等の個別的な継続性のある支援を充実し、育児の孤立感が解消され親子の信頼関係が築かれている。
- 母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査等は、親子の健康支援のみならず、子育て支援も含めた事業の展開がなされている。

【施策形成の方向】

1 家庭への支援体制の充実【こども青少年局】

子育て不安や支援を必要とする家庭に看護職のみならず、ケースワーカー、保育士等の多職種による家庭訪問を実施するとともに、地域の子育て支援人材との連携体制を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

2 妊娠期から新生児期の支援の充実【こども青少年局】

妊娠期から出産後間もない頃に、継続的な支援ができるようなシステムを充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

3 母子健康手帳交付時の面接の充実【こども青少年局】

妊娠期から支援が必要な家庭を把握し支援できるよう、母子健康手帳の交付時における妊婦や家族への面接を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

4 乳幼児健康診査を活用した子育て支援【こども青少年局】

乳幼児健康診査の場を利用して、絵本の読み聞かせ、手作りおもちゃ等、地域の子育て支援を担っている人材の協力を得ながら、子育て支援策の一つとして充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

5 難病等の疾病をもつ子どもへの支援【健康福祉局・こども青少年局】

難病や慢性疾患等の疾病をもつ子どもを養育する保護者が、日常生活の不安や悩みを軽減できる支援のありかたを検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

6 関連機関相互の連携強化【こども青少年局】

子どもの成長・発達はずねに連続性をもって進みますが、子どもの成長の速度は個々人で違うため、一人ひとりの成長段階に合わせて、健康への支援や人間関係を形成するための支援など、必要な支援をきめ細かく行うことが重要です。そのため、福祉保健センター、児童相談所、保育園・幼稚園等の関係機関での情報の共有に努め、支援体制を強化するとともに、地域の子育て支援団体との連携も推進します。

また、連携する機関や団体が、家庭や個人に関する情報について、情報の保護も含めた取り扱いのルールを確立します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

7 不登校の対策の推進【教育委員会事務局】

カウンセラーの増員により学校の相談機能を高めるとともに、ハートフルスペース（適応指導教室）及びハートフルルーム（相談指導学級）の活動により不登校児童生徒の教育支援の充実を図るなど、不登校の予防対策・対応策を強化していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
充実

8 保健室登校子ども支援事業【教育委員会事務局】

心身の不調を抱えて学校の保健室を拠りどころとする「保健室登校」児童生徒について、養護教諭経験者等の協力を得ながら、個々のケースに応じた、きめ細かい対応により、これら児童生徒の教室への復帰を目指します。

【目標水準】

H16年度末の状況
24校

H21年度末の状況
推進

個別目標④

多様な保育サービスが充実している

【現状及び課題】

就学前の児童の増加傾向や女性の社会進出、近年の経済不況の影響による女性の就業志向の強まりなど、働き方の多様化により大幅に保育所の申込数が増加し、待機児童の解消に向けさまざまな手法で整備に取り組み、定員増を図っていますが、待機児童(*)数が、平成19年4月1日現在、市全体で576人となっています。

また、在宅で子育てしている家庭が、子育ての負担感を解消するために利用するなど、保育所・横浜保育室(*)等が実施している一時保育サービスについては、地域によっては利用が難しいところもあります。

【達成された姿】

- 保育所待機児童が解消している。
- 在宅の子育て家庭が利用できるように、保育所、横浜保育室等の一時保育サービスが充実している。
- 多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスの内容と必要な提供量が確保されている。

【施策形成の方向】

1 待機児童の解消【こども青少年局】

(1) 保育所の整備【こども青少年局】

増加する入所申し込みや多様な保育ニーズに対応するため、保育所の新設・増築等の定員枠拡大を行い、待機児童の解消を目指します。

【目標水準】

H16年度末の状況
26,700人

H21年度末の状況
35,000人

(2) 横浜保育室を推進します。【こども青少年局】

ア 低年齢児の保育ニーズに対応するため、引き続き運営費助成を行います。
イ 新規認定については、地域毎のニーズを十分見極めながら進めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

(3) 幼稚園預かり保育を推進します。【こども青少年局】

幼稚園預かり保育利用者の約7割が保育所利要件に該当すると考えられることから、待機児童対策として引き続き推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
1,262人

H21年度末の状況
1,560人

2 多様な保育ニーズに対応するための延長保育・一時保育・休日保育などのサービスの充実

(1) 保育時間の延長【こども青少年局】

就労形態の多様化などに柔軟に対応していくために、ニーズに応じた保育時間の延長実施園の拡充を図ります。

(2) 休日・年末年始保育の実施【こども青少年局】

需要の規模や必要度が地域的に散在する傾向があると思われるため、広域的な利用が可能となるよう、ターミナル駅等利便性の高い場所を念頭に実施施設を拡充します。

(3) 一時保育の拡充【こども青少年局】

核家族化の進展や育児ストレスの増大などから、一時保育のニーズは大きくなっており、実施施設の拡充を図ります。

(4) 24時間型緊急一時保育【こども青少年局】

今後のニーズを見極めながら推進していきます。

(5) 病児・病後児保育【こども青少年局】

就労世帯などの保護者のニーズに対応するため、病気または病気の回復期にある子どもを一時的に預かる病児・病後児保育施設の設置推進に努めます。

(6) 障害児保育【こども青少年局】

障害児の受け入れが保育所全園で行われるよう促進策の検討を進めます。

(7) 外国人児童保育【こども青少年局】

保育を行う上で特に配慮が必要とされる外国人児童が多数入所している保育所に対し、引き続き保育士の加配などの対応を行います。

(8) 産休明け保育【こども青少年局】

「産休明け保育マニュアル」の整備や研修の充実等により、産休明け保育を推進します。

【目標水準】

	H16年度末の状況	H21年度末の状況
時間延長サービスや夜間保育を含む長時間保育	196 か所	325 か所
休日・年末年始保育	1 か所	15 か所
一時保育	82 か所	227 か所
24時間型緊急一時保育	2 か所	推進
病児保育	1 か所	14 か所
障害児保育	201 か所	推進
外国人児童保育	5 か所	推進
産休明け保育	110 か所	推進

3 保育の質の向上

(1) 研修の充実【こども青少年局】

保育の質の向上のためには、市立・民間保育所、横浜保育室等における人材育成が重要であり、福祉を担う者としての意識の向上やスキルアップなど、資質の向上が求められます。

また、入所児童の保育だけではなく、保護者や地域に対する子育て支援も保育士の業務と位置づけられたことにより、地域の子育て資源である保育所に求められるさまざまなニーズに応えられる保育士の育成が求められています。

保育所等の人材育成において研修が果たす役割は大きく、より一層の充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

(2) 苦情解決や第三者評価事業【こども青少年局】

苦情解決責任者や第三者委員など苦情解決の制度がありますが、引き続き苦情や要望に早期解決が図れるように制度の充実に努めます。

また、より一層の保育の質の向上につながる課題を提示すること、及び利用者による保育所等の選択に資することを目的とした第三者評価事業を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

(3) 食育（※）の推進【こども青少年局】

乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を目指し、食を通じた人間性の形成や、心身の健全育成を図るため、保育計画の中に食育を位置付け、保育の一環として取り組むよう推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
161か所
(食育計画策定保育所数)

H21年度末の状況
推進

※食育とは

子どもの健やかな成長のために、小さい頃から様々なものを食べるという経験を通じて、食べ物の大切さや体に良い食事はどのようなものかがわかり、食べられるように、家族や周りの大人が育てていくこと。

4 市立保育所の民間移管の推進【こども青少年局】

延長保育など多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、市立保育所の民間移管を進めます。

また、市立保育所については、今ある保育の体制や資源を活用しながら、地域の子育て支援や一時保育などの保育サービスを充実させていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
4か所

H21年度末の状況
4か所

第2の基本目標 「家庭・学校・地域に見守られ子どもや青少年が豊かな社会的関係を育む成長空間を創る」

個別目標⑤

家庭教育を支援する仕組みができています。

【現状及び課題】

地域の環境が著しく変化する中で、親と学校に子育てに関する過重な負担がかかりがちであり、子育てを楽しむ心境になれない現状があります。困った場合の相談場所や相談相手が近所にいないことが問題で、地域の中に支援するネットワークを構築していく必要があります。また、家庭や家族が変容し、個別化、多様化しているため、それぞれの家庭や家族の状況に見合った、きめ細やかな対応を行うことが重要な課題です。

【達成された姿】

- 家庭の育児力の向上に向けた取組が充実されている。
- 気軽に集える場の確保、情報提供等支援体制が充実している。
- 幼児教育環境がより充実している。

【施策形成の方向】

1 公共施設等を活用した親子の居場所の拡充 【市民活力推進局・こども青少年局】

子育て中の親子が気軽に集い、同じ悩みを持つ仲間と団らんや交流を通じて、子育ての精神的負担の解消を図る「親子の居場所づくり」を、公共施設などを利用して拡充することを検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況
拡充

H21年度末の状況
拡充

2 放課後児童育成施策の場を活用したサロンなどの交流の場の拡充【こども青少年局】

放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールが始まるまでの午前中の中、その施設を有効活用し、地域の子育て支援を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

3 家庭教育学級開設事業の推進【教育委員会事務局】

子どもの健全育成を目指し、児童生徒の保護者や地域住民に対し、子どもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割を学習する機会を提供します。

【目標水準】

H16年度末の状況
全校

H21年度末の状況
20区部
145中学校区

4 認定こども園（幼保連携型）【こども青少年局】

就学前の教育・保育を一体として提供する認定こども園について、制度の周知を図るとともに、幼保連携型の認定こども園を目指した保育所整備を推進するなど、制度の活用が図られるように取り組みます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

5 幼・保・小の連携充実【こども青少年局】

幼稚園や保育所に通う子どもと保護者が、小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、教員等の交流及び児童相互の交流を図るとともに、関係機関のネットワークを強化します。

【目標水準】

H16年度末の状況
2モデル地区
18区で実行委員会

H21年度末の状況
18区で
連携推進地区

6 母子家庭等への子育て支援の充実【こども青少年局】

母子家庭等については、生計維持と子育てという役割を一人で担うという状況にあるので、児童の相談相手となるホームフレンド派遣や電話などによる相談事業、ショートステイ・トワイライトステイ(*)などの一時的預かり、また家庭支援員を派遣する日常生活支援事業など、横浜市母子家庭等自立支援計画に基づき支援の充実を図ります。

【目標水準】 ②-4と同じ

H16年度末の状況
ショートステイ・トワイライトステイ
各1

H21年度末の状況
ショートステイ・トワイライトステイ
各3

また、母子が安心して生活できるよう母子生活支援施設（緊急一時保護併設）の改築を促進していきます。

7 私立幼稚園就園奨励事業の充実【こども青少年局】

幼稚園児の保護者への就園奨励事業の充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
66,049人

H21年度末の状況
充実

個別目標⑥

子どもや青少年の自立や成長を促すさまざまな体験機会が充実している。

【現状及び課題】

子どもや青少年が集団遊びや大人との交流、自然とのふれあいなどを通じて、自主性や創造性、社会性を育てていくことが重要ですが、少子化、核家族化、「遊びの場」が消失していることにより、ひとりで遊ぶ機会・時間が多くなっています。

また、若年無業者や社会的ひきこもりの問題も顕在化しており、学齢期からの早急な対応が求められています。

【達成された姿】

- 学校教育においては、小学生の総合学習、中学生の福祉体験が充実している。また、教育改革が推進されている。
- 放課後の時間帯に、すべての子どもたちを視野に入れた、成長発達段階に応じたプログラム等が提供されている。
- 学校や地域において、職業意識や社会への関心が高まるための機会が充実している。

【施策形成の方向】

1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ【こども青少年局】

放課後キッズクラブでは、学校と十分な連携のもとに、学校教育との役割分担を図りながら、成長発達段階に応じたプログラムを提供し、学校教育では得られないような体験を重ねられるようにします。また、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブでは、豊富な体験が得られるプログラムの工夫を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
充実

2 プレイパークの推進【こども青少年局・環境創造局】

公園において子どもの創造力を活かした自由な遊びができるプレイパークを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
15か所

3 体験学習の充実【教育委員会事務局】

子どもたちの豊かな心やたくましさを育むため、さまざまな自然・社会体験学習などの機会を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 乳幼児ふれあい体験事業【教育委員会事務局・こども青少年局】

核家族化等により、赤ちゃんにふれた経験のない子どもも多く、赤ちゃんとふれあう機会を設け、幼いものへの愛情形成、命の大切さを感じる機会を充実します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

現在、一部の福祉保健センターが自主企画事業として学校と連携し小・中学校の児童・生徒と赤ちゃんとの交流事業を行っています。

今後は、この先行事例を参考に全区展開できるように、学校・地域・子育て支援グループ等と協働するとともに、学校教育活動においても、乳幼児とのふれあいを進めることにより、命の尊さや家族、子育ての意義などの内容を一層充実させます。

5 地域のふれあい料理教室等への支援【健康福祉局】

地域の子どもたちを対象に、「食」の大切さを体験する料理教室などの事業を支援していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 企業との連携によるキャリア教育の推進【こども青少年局・教育委員会事務局】

子どもたちが望ましい勤労観・職業観を育ていけるよう、小・中学校における社会体験や職業体験を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

中学校においては、地元の企業等との連携のもと、職場体験の全校展開を目指します。

また、企業による夏休みの子ども工作教室、保育所、幼稚園、学校等への出張教室などの各種教室の実施、週単位での職業体験を推進していくための仕組みづくりを行います。

個別目標⑦

地域の大人たちが子どもの成長に関心をもち、見守り、積極的に支援する仕組みができている。

【現状及び課題】

地域のコミュニティ意識が希薄になっているため、子育てを支援する人のネットワークの構築が求められています。「地域で育ち守られる子ども」という考え方が必要です。

学校、幼稚園、保育所、地区センター等の施設が、地域の子育て拠点となり得るような検討が必要です。

また現在、保護者は地域へ関わることが少なくなっている状況ですが、地域に目を向けて活動することにより、他の子どもにも関心を持つ機会もでき、地域全体での防犯意識の高まりなど、さまざまな効果が期待できます。

【達成された姿】

- 地域全体で、子どもたちを見守り、子育てを積極的に支援していくため地域力を高めます。そのために、地域施設を拠点とした、支援者、専門機関等のネットワークが構築されている。
- 地域全体で、犯罪から子どもたちを守りかつ子どもたちから加害者を出さない地域社会が構築されている。

【施策形成の方向】

1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ

【こども青少年局】

実施にあたっては、地域との関わりを重視し、中学生から高齢者にいたるまで、さまざまな世代の方々との交流の場となるよう活動を充実します。また、放課後児童施策に係わる人材の育成を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
充実

2 地域コーディネーターの養成【教育委員会事務局】

地域の学校の連携活動の拠点として、小中学校に「地域交流活動拠点」を設置し、その運営や地域とのパイプ役となる「学校・地域コーディネーター」の育成を進めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
活動する人や場の
充実

3 青少年指導員活動の推進【こども青少年局】

地域社会における青少年育成活動を充実し、非行防止・社会環境浄化活動を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 開かれた学校づくりの推進【教育委員会事務局】

学校評議員や学校運営協議会の設置などにより、学校運営への地域参画を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
市立小中学校
全校499校

H21年度末の状況
推進

5 地域防犯拠点設置支援事業【安全管理局】

急増する犯罪に対応して、地域の防犯力の強化を図るため、商店街の空店舗等を活用して、地域における防犯拠点を設置し、地域住民による日常的な防犯活動について積極的に支援し情報・交流の拠点を整備します。

【目標水準】

H16年度末の状況
5区

H21年度末の状況
各区で展開

なお、拠点の設置場所は区役所が中心となり、地域住民と調整し選定します。

6 学校の安全対策事業の推進【教育委員会事務局】

児童の安全確保を進めるために、外部からの不審者の侵入を抑止するとともに、校内に侵入された場合の対策等を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
防犯カメラ、緊急時
校内連絡システム(全校)

H21年度末の状況
よこはま学援隊活動校の拡大、防犯設備の充実、崖・擁壁の施行5校

7 地区センターを拠点とした地域コミュニティの醸成【市民活力推進局】

地区センターやコミュニティハウスを拠点として、異世代間交流を進めていくことにより、地域の子育て力を高めます。

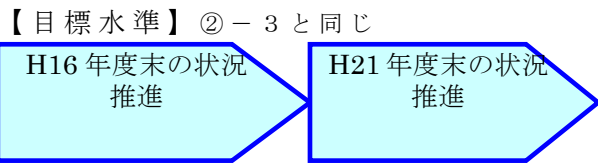
【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

8 要保護児童とその家族を支える地域ネットワークの推進【こども青少年局・区役所】

すべての児童の心身が健全に成長し、
ひいては社会的自立を果たすため、関係機関の協力と地域のネットワークにより、虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの切れ目のない支援が行われることが不可欠です。



地域の中であって、虐待等の不適切な養育を受けた児童が専門的支援や地域の日常的見守りや支援を受けながら、引き続き、安心して家庭で生活できるように、また、児童がやむを得ず一定期間家族と離れて施設入所することがあっても、再び一緒に暮らせるようにその児童の家族が適切な養育が行えるよう支援していくことが一層重要となります。今後は、児童相談所等の専門機関が情報提供や実務研修会などを開催することにより、地域の支援力向上とネットワークの推進につとめます。

個別目標⑧

こどもや青少年の居場所や活動場所が地域で確保されている。

【現状及び課題】

都市化に伴い、子どもたちが自由に集まって安全に遊べる路地、原っぱなどの「遊びの場」が消失してきています。

また、青少年自身が主体性と創造性を育てていくために、青少年が安心して気軽に集え、仲間や異世代との交流ができる居場所や、さまざまな活動に参画する機会を提供していくことが求められています。

【達成された姿】

- 学齢期の子どもたちにとって、安全で快適な放課後の居場所がある。
- 地域の中に、自然とふれることができ、思いきり遊べる公園がある。
- 青少年が気軽に集える居場所や、様々な活動に参画できる機会が充実している。

【施策形成の方向】

1 放課後児童育成施策の推進【こども青少年局】

放課後キッズクラブ事業の検証結果に基づき、放課後キッズクラブの拡充を図るとともに、放課後児童育成施策全体が安全で快適な居場所につながるよう改善をすすめます。また、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもたちを含めて、すべての子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所づくりを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
横浜市放課後児童
育成施策
登録者数 94,524 人
小学 1~3 年生の
留守家庭児童数
19,846 人

H21年度末の状況
横浜市放課後児童
育成施策
登録者数 98,673 人
小学 1~3 年生の
留守家庭児童数
24,515 人

2 プレイパークの推進【こども青少年局・環境創造局】

公園において子どもの創造力を活かした、自由な遊びができるプレイパークを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
15か所

3 子どもログハウスの活用の促進【こども青少年局】

学齢期の子どもたちの放課後の居場所の一つとして、安全に楽しく遊べるよう活用を促進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 青少年の地域活動拠点づくり【こども青少年局】

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
18か所

5 「みんなで育てるハマの子ども」推進事業【教育委員会事務局】

放課後や休日に、子どもたちに多様な学習機会を提供する各種団体の事業や活動に対して、普及啓発やネットワーク化支援などを行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
推進

個別目標⑨

思春期の青少年に対する支援ができている。

【現状及び課題】

小学校の高学年から中学年、高校生と、思春期を迎えた青少年達の孤独感や不安感是非常に強く、本人がそれにうまく対応できていないばかりでなく、親も対応できない状況が一般的になっています。マスコミによる情報の氾濫、お金に高い価値を見いだす風潮、新しいインターネット社会への対応等、思春期の課題は山積しています。こうした思春期の青少年達の「生」と「性」の課題について、親も含めたまわりの大人と一緒に考え、青少年自身が自らの力でこれらの課題を乗り越えて、もう一段の成長段階へ進むための支援を行うことが重要です。

特に、10代の人工妊娠中絶、性感染症等の問題は深刻です。「人を愛すること」「自分を愛すること」について正しい理解を深めるとともに、性感染症に関する正しい知識の普及をはかることが求められています。

また、長期間自宅にひきこもって他者と交流しない状態となる「社会的ひきこもり」も、思春期にある本人やその家族にとって大きな課題となっており、相談機関や家族の会等による相談・支援が必要です。さらに、思春期の子どもを持つ親に対して、青少年の思春期の現状について、正しい認識と対応が図れるような啓発活動も求められています。

【達成された姿】

- 青少年が「自分の身体は自分で守り育てる」ことの大切さを学ぶ機会が確保されている。
- 身体の気がかりについて相談できる場が確保されている。
- 同じ年代の人間による相談ができる体制ができている。
- 思春期の青少年を持つ親が悩みを語り合える場が確保されている。
- 青少年の発達段階に応じた親への性教育が実施されている。
- 親から青少年に対する性教育を実施する際の有効な手段が用意されている。
- ITによる思春期や性教育に関する相談や情報提供ができるようになっている。
- 「社会的ひきこもり」について相談できる場が確保されている。

【施策形成の方向】

1 思春期啓発（思春期問題連絡会）【こども青少年局】

思春期を迎えた青少年の現状と抱える課題を把握し、問題行動に対応するため、学識経験者、関係機関、行政関係者で構成する連絡会を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
回数4回

2 発達段階に応じた教育の推進【こども青少年局】

幼稚園、学校などでその発達に沿った教育効果が上がる方法での指導を行っていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 思春期電話相談事業の拡充【こども青少年局】

思春期電話相談事業は、主に性に関する悩みに対して助産師が相談に応じていますが、その中で精神的な相談も多く、今後は、「こころの健康相談センター(*)」など、精神的な相談を行っている機関とも連携して、より相談者のニーズに対応できる相談を行っていきます。

また、相談者は男性が多いことから、女性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、広報にも工夫をしていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

4 ピアカウンセリング(*)の実施の検討【こども青少年局】

子どもたちの力を活かした取組として、思春期の子どもが同年代の子どもの相談に対応できるよう検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
推進

5 学校における性教育の適正な取組の推進【教育委員会事務局】

市立学校において、教職員対象の指針「横浜市 学校における性教育の考え方、進め方」を参考に、学習指導要領に則り、系統的な指導計画を立案し、保護者等の理解を得て、関係機関と連携しながら、適正に性教育に取り組みます。

また、個別指導が必要な事例に関しては、必要に応じて福祉保健センターや各相談機関等と連携し対応していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 思春期啓発（講座・シンポジウムの開催）【こども青少年局】

思春期の青少年の抱える課題の理解と解決に向け、青少年自身やその保護者、地域の方々等を対象とした講座・シンポジウム等を開催します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
参加者数 2,000人

7 家庭における性教育のための教材の発行【こども青少年局】

保護者向けの講座を受けた親が、帰宅した後に子どもに渡せるように、マンガ等による啓発冊子を発行します。また、作成した冊子は、思春期の子どもたちが集まる場所に置き、いつでも読めるように配慮します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

8 ホームページによる相談、情報の提供【こども青少年局】

現在のホームページの中に、思春期・性教育に関する相談コーナーや情報コーナーを開設できるように検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

9 ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進【こども青少年局】

青少年相談センターの機能を強化し、青少年の社会参加や自立へ向けた施策を展開します。また、地域に密着した青少年の自立支援を行うため、「地域ユースプラザ」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

—

H21年度末の状況
青少年相談センター
機能強化
推進
地域ユースプラザ
の設置
3か所

個別目標⑩

青少年の自立や成長を促す取組が推進されている。

【現状及び課題】

平成17年国勢調査では、平成12年国勢調査に比べ、若年無業者の数は若干減っているものの、若年者人口（15歳～34歳）に占める割合は増加しています。

一方、横浜市が平成18年度に実施した若年無業者についての実態調査からは、若年者がひきこもりや無業状態に陥る理由や経過は様々であるといった結果が出ています。また、市内企業の若年無業者の雇用意向も低く、若者一人ひとりに応じた多様な自立支援策に取り組んでいくことが求められています。

【達成された姿】

- 若者一人ひとりの状況に合わせた、多様な支援が提供されている。
- こどもの時から社会や仕事に触れて、自らキャリアを描き出すためのプログラム等が提供されている。
- 多様な社会セクターの連携によって若者の自立支援が行われている。

【施策形成の方向】

1 若年無業者の職業的自立に向けた支援【こども青少年局】

「よこはま若者サポートステーション」、
「若者自立塾」及び他の支援機関・団体とのネットワークにより、若年無業者一人ひとりの状況にあわせた様々な支援メニューを提供します。

また、小・中・高校生等を対象に職業体験事業を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

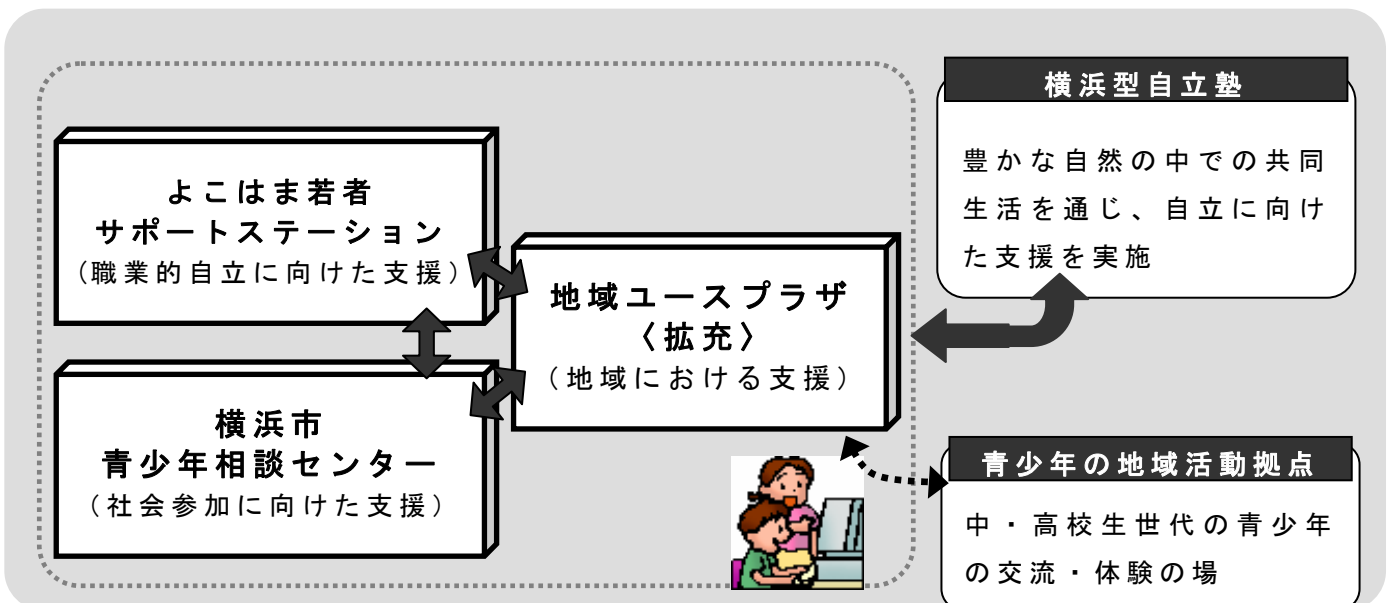
H21年度末の状況

サポートステーション利用者

10,400人

ユースプラザ利用者数

13,500人



2 企業との連携によるキャリア教育の推進(再掲)【こども青少年局・教育委員会事務局】

子どもたちが望ましい勤労観・職業観を育ていけるよう、小・中学校における社会体験や職業体験を推進します。

中学校においては、地元の企業等との連携のもと、職場体験の全校展開を目指します。

また、企業による夏休みの子ども工作教室、保育所、幼稚園、学校等への出張教室などの各種教室の実施、週単位での職業体験を推進していくための仕組みづくりを行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進(再掲)【こども青少年局】

青少年相談センターの機能を強化し、青少年の社会参加や自立へ向けた施策を展開します。また、地域に密着した青少年の自立支援を行うため、「地域ユースプラザ」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
青少年相談センター
機能強化
推進
地域ユースプラザ
の設置
3か所

4 青少年の地域活動拠点づくり【こども青少年局】

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置します。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
18か所

第3の基本目標 「子育てに積極的な価値を見いだせる共生社会を創る」

個別目標⑪

働き方の見直しが進み、父親の育児参加が進んでいる。

【現状及び課題】

父親の労働時間が長く、子どもとふれあう時間が十分とれていません。育児休暇・休業をとる父親が少なく、また、取りづらい実情があります。したがって、父親が参加できる場や機会が不足しています。

また、乳幼児と接した経験が少なく、父親・母親としての自覚が持ちにくい親も増加しており、子どもが生まれ、初めて経験することに戸惑うこともあります。

【達成された姿】

- 家庭だけではなく、地域社会が両親とともに子育てを考え、あたたかく見守っていく機会が増加している。
- 両親が参加する子育てに関する学習機会が増加している。
- 幼稚園・保育所・学校等の教育機関及び町内会で、父親が参加できる行事等の機会が増えている。
- 子どもの頃から男女がともに子育てを行うことの大切さについて学ぶ機会がある。

【施策形成の方向】

1 子育てに関する学習機会の充実【こども青少年局】

平日だけではなく、土日に両親がともに参加できるよう両親教室、家庭教育学級等の子育てに関する学習の機会を増やします。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

2 家庭・地域における男女共同参画の推進【市民活力推進局・こども青少年局】

子育てへの男性の参画や地域における子育て支援等について、子どもの頃から理解を深めるための情報や学習機会を提供します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 家庭の日の普及啓発【こども青少年局】

現在、全国のさまざまな都市で、家族の団らんを推進する日として毎月第3日曜日を「家庭の日」に制定していますが、本市においても同様の取り組みを実施し、市内の企業の協力も得ながら、広く周知啓発に努めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
—

H21年度末の状況
推進

個別目標⑫

企業の子育て支援が推進されている。

【現状及び課題】

横浜市内にある企業でも、そこで働く人たちに子育て中の市民がたくさんいます。出産、育児に関する諸施策の充実、働く父親の育児参加を支援する施策等、企業が果たすべき課題も多くあります。

また、企業は従業員への支援だけでなく、地域の一員としての立場から、地域の中で子育て支援にかかわることが期待されています。

【達成された姿】

- 市内の企業が、従業員の子育てを支援するための多様な取組みを実施している。
- 市内の企業が、父親の育児参加を促進するための施策の実施や啓発に積極的に取り組んでいる。
- 地域での子育て支援施策として、企業による各種教室の開催や職業体験が実施されている。
- 市内の企業が、有害図書類・酒・たばこなどを扱うにあたり、自主規制を行う等、社会環境健全化等の青少年育成に取り組んでいる。

【施策形成の方向】

1 企業による従業員のための子育て支援の推進【こども青少年局・市民活力推進局】

出産に伴う父親の休暇や育児時間、子どもの看護休暇、育児休業制度、従業員の諸権利を尊重したワークシェアリング、短時間勤務制度、職場復帰プログラム等の普及や子どもが親の職場に訪問をするなど、子育て支援の推進に貢献した企業に対する表彰制度を検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
横浜モデルの普及・拡大

2 企業との連携によるキャリア教育の推進(再掲)【こども青少年局・教育委員会事務局】

子どもたちが望ましい勤労観・職業観を育ていけるよう、小・中学校における社会体験や職業体験を推進します。

中学校においては、地元の企業等との連携のもと、職場体験の全校展開を目指します。

また、企業による夏休みの子ども工作教室、保育所、幼稚園、学校等への出張教室などの各種教室の実施、週単位での職業体験を推進していくための仕組みづくりを行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 企業の子育て貢献活動のための懇談会【こども青少年局】

企業による子育てへの貢献活動について、行政との懇談会を設置し、様々な方策を検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

個別目標⑬

子育てバリアフリーのまちづくりが推進されている。

【現状及び課題】

妊婦や乳幼児をつれた人たちが外出するには、物理的なバリア、周囲の人の理解のバリア、情報のバリア等、安心して外出することを阻むさまざまなバリアが存在しています。公共施設、公共交通機関、建築物等における物理的なバリア、子ども連れの入場等を不必要に拒否したり、託児サービスがないなどの周囲の理解のバリア、子ども連れで安心して行ける場所の紹介などが不十分である情報提供のバリア等を解消する取組が必要です。また、子どもの安全確保の観点から、交通安全に対する取組も大切です。

【達成された姿】

- 妊婦や子育て中の人を含む、だれもが暮らしやすい社会の構築や子育て世帯にやさしい公営住宅供給等の施策が充実している。

【施策形成の方向】

1 情報提供の充実【こども青少年局】

ヨコハマはびねすぽっとの充実を図るなど、情報のバリアを解消し、より質の高い情報を一元的に提供できるようにします。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

2 だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進【健康福祉局】

妊婦や子育て中の人を含む、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 ヨコハマ・リブいん事業(*)、公営住宅供給事業、安全・安心住宅相談事業の推進【まちづくり調整局】

子育て世帯が安心して暮らせる住宅の供給、相談等について推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 幼児交通安全教育訪問指導事業の推進【道路局】

幼稚園・保育所等を訪問し、園児に教育機材を活用した交通安全の実技指導を行います。また、園に対しても、日常保育の中での交通安全指導の進め方について指導助言を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
訪問指導 150園

H21年度末の状況
推進

5 はまっ子交通あんぜん教育【道路局】

小学校の児童を対象に、正しい道路の歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故を行う参加実践型交通安全教室「こども・セーフティ・スクール」を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
年36回

H21年度末の状況
年120回

6 スクールゾーン対策【道路局】

子どもの安全を最優先させるという見地から、学校を中心とした一定範囲の地域を重点地域としてとらえ、スクールゾーン対策協議会からの要望をもとに運転者に安全運転の励行を促すとともに、通学路の安全確保を図るため、通学路標識、路面表示等の整備等を行います。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

7 バリアフリー化推進調査【道路局】

「バリアフリー新法」に基づき、主要駅とその周辺地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」を策定します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施2地区

H21年度末の状況
推進

8 子どもを大切にするコミュニティづくりに向けた啓発【こども青少年局】

地域が自主的に行う子育て支援行事への支援を強め、さまざまな機会を通じて、地域全体で子どもの成長を見守ることの大切さを広報するなど啓発活動を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

個別目標⑭

小児医療や乳幼児健診など充実が図られている。

【現状及び課題】

近年、小児医療の不採算性等を背景として、小児医療機関やそこに勤務する小児科医が減少しており、小児医療を取り巻く環境は厳しさを増している半面、少子化や核家族化、女性の社会進出などが進み、多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に寄せる市民ニーズはますます高まっています。

一方、病状にかかわらず、大きな病院や専門医に受診するケースも多く、本来入院患者に対応する救急医療機関の負担が大きくなっています。また、南部方面の初期救急医療体制(*)の拡充に対する市民ニーズもあります。

こうした中で、横浜市は、市医師会など医療関係団体の協力を得て、子どもの病状に合わせた初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の整備を進めてきています。

外来による診療や投薬で帰宅できる、比較的軽症の初期救急については、市内18区の休日急患診療所や市内3か所の夜間急病センターで診療にあたっています。

- 休日急患診療所 市内18か所
- 夜間急病センター 市内 3か所（中区桜木町、都筑区牛久保、泉区中田町）

入院して治療の必要がある二次救急については、市内を3ブロックに分け、それぞれのブロックで、病院の持ち回りによる「病院群輪番制」により、休日・夜間の診療にあたっています。

また、24時間365日小児科の専門医による診療体制を確保している「小児救急の拠点病院」が「病院群輪番制」と連携を図り診療にあたっています。

生命に危険のある重篤な症状の三次救急については、県立こども医療センターと聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院が診療にあたっています。

家庭において、受診のめやすがわかるような、最新の小児医療情報の提供も重要です。さらに、子どもが入院した場合の保育や家族が世話や見舞いに行く場合の兄弟姉妹や保護者への支援も十分とはいえません。

乳幼児健康診査について、増加する育児不安に対応できる内容に充実していかねなければなりません。

予防接種について、現在、本市では平成6年から、三種混合、麻しん（はしか）、風しん及び日本脳炎等については、医療機関（個別接種）で実施していますが、急性灰白髄炎（ポリオ）及びBCGについては、福祉保健センターで実施（集団接種）しています。予防接種の個別化が推進されている中、集団接種の個別化が課題になっています。

また、小児科を標榜する医療機関や小児科医が減少傾向にあり、現在の小児科医の負担が大きくなって小児科医がやめていく現状があります。産婦人科についても同様に減少傾向となっています。

近年の医療技術の発展により、不妊に悩む夫婦が不妊治療（体外受精や顕微授精）を行うことが増えていますが、治療を行っても出産にいたる可能性は約2割程度となっており、治療を受けても子どもができなかった人も多い状況です。また、治療を始めたり終了したりする際には悩みも大きいため、これらに対応できる相談体制の充実が求められています。

【達成された姿】

- 小児救急医療体制が拡充され、24時間365日小児救急体制が確保されている。
- 小児科医の確保と小児科医は女性が多いことから、働く上での支援策ができています。
- 市民が必要な医療情報を提供する仕組みができています。
- 市民を対象とした小児救急看護の啓発活動が充実している。
- ボランティア等との連携による病棟保育の推進や兄弟姉妹に対する病棟保育が実施されている。また、保護者への支援策ができています。
- かかりつけ医を持つことの大切さが理解され、かかりつけ医を持つ市民が増えている。
- 市民にとって必要とされる医療情報を提供する仕組みができています。
- 集団で実施している予防接種の個別化が進んでいる。
- 福祉保健センター及び医療機関において行われている乳幼児健康診査の中で、養育支援、育児相談の機能が充実している。
- 不妊に対する悩みに対応できる相談体制が充実している。
- 子育て中の女性が自らの健康管理について気軽に相談できる場が確保されている。

【施策形成の方向】

1 小児救急医療体制の確保・拡充【健康福祉局】

24時間365日体制で小児二次救急医療を提供する、小児救急医療中核病院を整備するとともに、これら中核病院と連携する小児科病院群輪番体制を整備し、小児救急医療体制の確保・拡充を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

- (1) 夜間急病センターの地理的配置を考慮して、市内南部方面の初期救急医療の充実策を検討していきます。
- (2) 24時間365日小児科専門医の診療体制を確保している「小児救急の拠点病院」を、現在の3病院から6病院に拡充します。
- (3) 横浜市立大学附属市民総合医療センター内の「小児総合医療センター」において三次救急に対応するとともに、「病院群輪番制」の参加病院や「小児救急の拠点病院」への支援体制を構築します。
- (4) 症状に応じた適切な救急医療機関を受診できるよう、子どもの病気や受診方法などについての啓発を行います。

2 市民への医療情報の提供【健康福祉局】

医療機関、病気、薬などの医療関係情報を蓄積し、市民が必要な情報を検索できるシステム化を進めるとともに、病院図書館の設置など、市民・患者が医療を学べる環境づくりを推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

3 身近な場所での小児救急看護講座の開催【健康福祉局】

地域の子育てグループが、身近な場所で少人数でも学べるよう、福祉保健センター、日本赤十字社や消防署に等よる小児救急看護講座を推進します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

4 ボランティア等との連携による支援策の充実【こども青少年局】

入院中の児童の保護者が、付き添いのためにきょうだい児の面倒を見れない場合、病院内でそのきょうだい児の一時保育を行うモデル事業を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
—

5 かかりつけ医の普及・促進【健康福祉局】

かかりつけ医を持つことの大切さをホームページ等で市民に広報するとともに、医療関係団体とも協力しながら、かかりつけ医の普及・促進を図っていきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 乳幼児健康診査の内容の充実【こども青少年局】

福祉保健センターや医療機関での乳幼児健康診査が、気軽な子育て相談や地域の子育て情報を知る機会として活用されるよう内容の充実を検討します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

7 結核医療・健康管理事業【健康福祉局】

平成16年に結核予防法が改正され、17年度から、ツベルクリン反応検査を省略し、直接、BCGを接種するなど大幅な制度改正がされます。そこで、より一層確実に接種する必要があることや、集団接種は実施日が限られていることから、BCG接種率の確保及び市民サービスの向上を図るため、17年度から2区において、かかりつけ医などの医療機関におけるBCG個別接種をモデル実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
—

8 集団予防接種事業【健康福祉局】

急性灰白髄炎（ポリオ）の個別接種化については、国等の動向を踏まえながら検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

9 不妊相談事業【こども青少年局】

福祉保健センターで実施している不妊相談を充実するとともに、専門医師や不妊専門看護師による専門相談を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

10 女性の健康相談事業の充実【こども青少年局】

子育て中の女性が自らの健康に対する不安や悩みを気軽に相談できるように、現在各区で実施している、「女性の健康相談」の内容を充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

個別目標⑮

新生児期の保護者に対する支援が充実している。

【現状及び課題】

妊娠期から出産期、新生児期の間は非常に不安定であり、特に産後1年の間は、マタニティブルー等の症状や育児の疲れ、不安等が大きく、厚生労働省の調査でも、児童虐待の死亡事例はこの時期が最も多くなっています。母親の養育不安に対応する施策の充実は、不安の解消だけでなく、児童虐待の発生予防の観点からも重要であり、地域における子育て支援の充実を図るだけでなく、専門機関を中心とした、妊娠期からの継続した支援体制の整備が求められています。

【達成された姿】

- 出産前のまだ余裕のある時期に、かかりつけ医を決められる仕組みができています。
- 産科や小児科などの医療機関で支援が必要だと判断した場合に、的確な支援ができる体制が確立されている。
- 出産後間もない時期の家事・育児の支援ができています。
- 育児ノイローゼ等の支援が必要な家庭に対して、出産後1年程度まで、継続的に支援する仕組みが充実している。
- 乳幼児健康診査の内容が充実され、養育支援に役立っている。

【施策形成の方向】

1 プレネイタル・ビジット（出産前小児保健指導）（*）の検討【こども青少年局】

出産前にかかりつけ医を見つけることができるような仕組みを検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況
実施

2 医療機関からの診療情報提供の仕組みの確立【こども青少年局】

産科や小児科の医療機関から福祉保健センターへの診療情報提供を受け、支援につなげるシステムを確立します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

3 産後支援ヘルパーの派遣【こども青少年局】

出産後2か月の間、家事・育児支援が必要な家庭に産後支援ヘルパーを派遣します。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
推進

4 育児支援家庭訪問事業の実施【こども青少年局】

出産後から就学前までの間、保健師・助産師等の専門家などによる継続的な訪問支援体制を構築します。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

5 乳幼児健康診査の内容の充実【こども青少年局】

福祉保健センターや医療機関での乳幼児健康診査が、気軽な子育て相談や地域の子育て情報を知る機会として活用されるよう内容の充実を検討します。特に、福祉保健センターでの乳幼児健診は、絵本の読み聞かせ、手作りおもちゃ等、地域の子育て支援の人材を活用しながら子育て支援の場の一つとして活用していきます。

【目標水準】⑬-6と同じ

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 家庭への支援体制の充実【こども青少年】

子育て不安や支援を必要とする家庭に、看護職のみならず、ケースワーカー、保育士等の多職種による家庭訪問の充実を図るとともに、地域で子育て支援を実施している人たちとの連携により、多層で重層的な支援が行えるよう、検討していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
充実

個別目標⑯

発達段階に応じた専門的ケアを含めた支援体制がある。

【現状及び課題】

保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な実施により、障害のある子どもの成長・発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようになることが求められています。同時に、家族への支援も併せて行うことが求められています。

特に、学齢期の子どもについては、放課後や夏休みなどの余暇支援の充実及び通学支援（送迎等）についての意見・要望が、福祉局障害福祉部が平成15年に実施したアンケート調査でも多く出されています。

【達成された姿】

- 幼稚園や保育所において障害のある子どもの入園・入所が促進されている。
- 学齢期以降の障害のある児童の放課後の居場所が確保されている。
- 幼稚園や学校が夏休みの場合でも、障害のある子ども達が一日を過ごせる場が拡充されている。

【施策形成の方向】

1 幼稚園・保育所に入園している障害のある子どもに対する支援【こども青少年局】

障害児地域療育センターによる地域支援の一つとして、職員に対する技術支援を目的に、幼稚園・保育所等への巡回訪問を引き続き実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況
巡回訪問 800回
延べ 1,200人

H21年度末の状況
拡充

2 放課後児童育成施策における居場所の確保【こども青少年局】

放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブの放課後児童育成施策において、障害のある児童の居場所を確保していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
推進

3 障害児の居場所づくり【こども青少年局】

障害児と家族の安定した生活と社会参加が実現できるよう、主に学齢期の障害児が放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことができる居場所を増やします。

【目標水準】

H16年度末の状況
2か所

H21年度末の状況
17か所

4 学齢障害児余暇支援事業【健康福祉局】

学齢期の障害児がいる家族への支援と障害児の余暇支援のため、市と市・区社会福祉協議会が連携して、障害児が安心して過せる「場」づくりを進めます。また、長期休み以外の土日に支援の範囲を広げるなど、居場所づくりの拡充に努めます。

【目標水準】

H16年度末の状況
実施

H21年度末の状況
18か所

5 特別支援学校における余暇活動支援の充実【教育委員会事務局・こども青少年局】

特別支援学校での「学齢障害児夏休み支援事業」（横浜市立と区別支援学校において、夏休み期間中に学校施設を利用して、プール指導・開放、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を実施。地域の小・中学校個別支援学級・福祉施設等に在籍する学齢障害児の参加や、地域住民ボランティアの協力を得て実施する。）の拡充や「はまっ子ふれあいスクール」の充実により、夏休みや放課後の余暇活動支援を強化していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

6 障害児の通学・校内生活・校外学習における支援の充実【教育委員会事務局】

横浜市立特別支援学校に通う障害児の介助をしている保護者が病気・通院・入院した場合や学校の介護等で支援できない場合に、障害児の通学・校内生活・校外学習における支援として「障害児学校生活支援事業」（支援員を配置して児童・生徒の通学時・校内生活・校外学習の支援を行います。特別支援学校の児童・生徒に対しては、登下校のみ実施）がありますが、地域の協力を得て、これをさらに充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
推進

H21年度末の状況
推進

7 各区独自の取組の強化【区役所】

各区の社会福祉協議会や地域活動ホームを中心にして、様々な方法で実施されている夏休みや放課後の支援の取組を拡充していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
各区で特性に応じて実施

H21年度末の状況
各区で特性に応じて実施

個別目標⑰

学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの支援が確保されている。

【現状及び課題】

障害児への支援につきましては、障害者プランや障害児教育プランなどで、様々な施策を実施しておりますが、注意欠陥/多動性障害(ADHD)(*)や高機能自閉症(*)等の子どもは、従来の障害の概念に入らないケースも多く、療育体制そのものが十分に整備されていないため、継続的に支援していく場や専門的な相談が不十分です。

また、知的な発達遅滞がないことなどから、保護者のみならず周囲も障害の認識を持ちにくく、育て方の問題として保護者に責任を押し付けたり、子どもに適切な対応がとれない現状などがあります。

【達成された姿】

- 保護者が障害であることを認識し、受容できるように、専門家による診断体制及び精神的に支える体制が確保されている。
- 幼稚園、保育所だけでなく、さまざまな居場所で学習障害(LD)(*)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもも他の子ども達と一緒に生活している。
- 幼稚園、保育所、地域の居場所のスタッフや学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもの保護者などが、専門家による相談を必要に応じて受けられるようになっている。
- 療育等が必要な学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもの場合は、周囲が障害の特性であることを理解し、地域で共に生活する上での困難を軽減できるよう、適切な配慮がなされている。

【施策形成の方向】

1 学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの支援策の検討【健康福祉局・こども青少年局】

これまでの障害認定基準ではとらえきれない学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等へのソーシャル・スキル・トレーニング(*)

や福祉等の対応を求める新たなニーズに対する支援策の検討を行います。

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況

充実

2 関係機関への研修の充実と相談事業の実施【健康福祉局】

幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、親と子のつどいの広場等、さまざまな居場所の職員に対して、研修を拡充するとともに、学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもの保護者を対象として相談事業を実施します。

【目標水準】

H16年度末の状況

—

H21年度末の状況

充実

3 市民への啓発の推進【健康福祉局】

学習障害(LD)や注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもに限らず、障害や疾病の正しい理解を進めるために普及啓発のさらなる充実を図ります。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

4 学齢期の学習障害(LD)や注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの教育的支援【教育委員会事務局】

学齢期の学習障害(LD)や注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの教育的支援については、学校における支援体制の状況を見ながら、アシスタントティーチャーの配置、支援チームの拡充、特別支援教育推進検討会議での検討等により充実していきます。

【目標水準】

H16年度末の状況
検討

H21年度末の状況
推進

第6章 計画の推進

次世代育成支援の行動計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年間の計画ですが、行動計画を着実に推進していくためには推進体制の構築が必要です。

行動計画は行政計画ですが、施策の実施主体はすべて行政が実施するものではなく、市民や事業者と協力のもとに進めていかなければなりません。行動計画の推進力を維持・発展させていくためには市民・事業者・行政の連携が不可欠です。

1 計画の推進体制

(1) 計画推進の視点

ア 効果的・効率的な事業執行

施策の推進は、その事業の財源の裏付けが重要な要素になります。厳しい財政状況の中で事業費予算が十分確保できないとそのまま事業推進にブレーキがかかる場合がありますが、事業の効果的・効率的な執行により費用の縮減を図り、新たに捻出した財源で新規施策への取り組みが可能となります。したがって、計画の推進には事業の民間度チェック等を実施し効果的な事業の執行を心がけます。

イ 事業評価の推進

社会情勢の変化により多様化する市民ニーズに corres 応するため、事業執行にあたっては事業効果として利用者がどれくらい満足したのか、事業評価の手法を導入し、必要に応じて計画に修正を加えていくような柔軟性を確保します。

ウ 地域特性を活かした事業の推進

計画に盛り込まれる事業は、具体的には地域で行う事業が多いため、区役所を軸にした地域主体の推進体制を組んで事業の進捗を図ります。

(2) 推進組織

行動計画の事業内容は、市民・事業者・行政が協働して取り組むものが多く、推進体制についても3者がそれぞれの立場から計画の進捗状況を検証できるようにするため、3者で構成する「次世代育成支援行動計画推進協議会」を設置します。なお、この度、青少年プランを統合したことから、推進協議会の委員に、青少年育成支援関係者を増員することとします。

また、今後、内容の検討を要する施策については、庁内において、具体的レベルでの施策の調整を行うプロジェクトを設置して、実現化を図ります。(例：思春期など)

なお、行動計画は全市計画ですので、推進協議会も全市的な組織とし計画の進捗状況を検証します。区別計画は策定しませんので推進協議会も区ごとには設置しませんが、行動計画をガイドラインとして、推進する各区の取組は協議会に反映していきます。

(3) 「次世代育成支援行動計画推進協議会」の役割

次世代育成支援対策推進法*第8条第5項にあるように、市は毎年計画の実施状況について把握し公表しなければなりません。

次世代育成支援行動計画推進協議会は、実施内容を点検し意見交換を行います。実施内容については、実績数値だけではなく、実施内容について利用者はどのように評価しているのか、事業実施者がアンケート調査を行い、それを協議会で評価するなどの手法を導入します。

※＜参考＞次世代育成支援対策推進法第21条第1項

「地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができる。」

2 実施状況の公表

毎年、行動計画の実施状況についてホームページその他で公表します。

※＜参考＞次世代育成支援対策推進法第8条第5項

「市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。」

